



茨城県報 第721号

平成8年1月25日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(職業安定課)..... 1

告 示

- 救急病院の申出の撤回(医療整備課)..... 2
- 救急病院の認定(")..... 2
- 指定老人訪問看護事業者の変更届(成人病対策課)..... 2
- 茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課)..... 3
- 保安林の指定の予定(林業課)..... 4
- 保安林の指定の解除の予定(")..... 4
- 土地収用法による事業の認定(2件)(用地課)..... 4
- 道路の区域の変更(8件)(道路維持課)..... 5
- 道路の供用の開始(2件)(")..... 9
- 堤防と道路との兼用工作物管理方法の協議の成立(河川課)..... 9
- 事業計画の変更の認可(公園街路課)..... 10

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(7件)..... 10

公 告

- 地籍調査の成果認証(農地計画課)..... 14
- 都市計画事業の施行者の名称等(公園街路課)..... 14

規 則

茨城県規則第1号

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県職場適応訓練委託規則(昭和38年茨城県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職場実習を行ったとき」を「職場実習の受講指示を行ったとき」に改める。

第11条第2項第1号中「22,600円」を「22,800円」に改め、同項第2号中「23,600円」を「23,800円」に改め、同

条第 3 項第 1 号中「900円」を「910円」に改め、同項第 2 号中「940円」を「950円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県職場適応訓練委託規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日以前に実施した職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の茨城県職場適応訓練委託規則の規定により平成 7 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に受託事業主に対して支給された職場適応訓練費は、改正後の規則の規定による職場適応訓練費の内払とみなす。

~~~~~

**告 示**

~~~~~

茨城県告示第66号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
と き 田 病 院	下妻市大字長塚48- 1

茨城県告示第67号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成11年1月24日である。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
湖 南 病 院	下妻市大字長塚48- 1

茨城県告示第68号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6の規定により、次の指定老人訪問看護事業者から変更届があったので、同法第46条の17の9第2号の規定により告示する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

変更年月日	指定老人訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	旧新の別	老人訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成 8 年 1 月 1 日	社会福祉法人 白十字会 東京都台東区東上野 2 丁目 18 番地 20 号	旧	白十字訪問看護ステーション 鹿島郡神栖町賀 2148 番地
		新	白十字訪問看護ステーション 鹿島郡神栖町賀 2108 番地の 151

茨城県告示第69号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条を次のように改める。

（中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率）

第 3 条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

資金の種類		貸付対象者	A		B
			貸付金のうち 2 億 7 千万円までの部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	
加工流通施設 整備資金	融資機関が要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合		年 1.3 %	年 1.3 %	年 1.3 %
	融資機関が上記以外の場合		年 0.2 %	年 0.2 %	年 0.2 %
保健機能増進 施設整備資金	融資機関が要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合		年 1.7 %	年 1.55%	年 1.55%
	融資機関が上記以外の場合		年 0.6 %	年 0.45%	年 0.45%

(注) 1 Aとは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の A をいう。

2 Bとは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の B をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農業協同組合等	左記以外の者
		要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合	年 1.7%
	上記以外の場合	年 0.6%	年 0.6%

(注) 農業協同組合等とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第 3 の 1 の(3)に規定する第 3 セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成 7 年 12 月 8 日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第70号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 保安林の所在場所

西茨城郡岩瀬町大泉字大幡996の1, 字小幡入1052

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び岩瀬町役場に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第71号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡旭村大字荒地字権現前105の5

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

茨城県告示第72号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 金砂郷町

2 事業の種類 花房新地地区農業集落排水処理施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県久慈郡金砂郷町大字新地字参丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

金砂郷町役場

茨城県告示第73号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 東村

2 事業の種類 東村役場分庁舎建設事業及び駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県稲敷郡東村大字結佐字下結佐、字仲ノ代地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

東村役場

茨城県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 高崎岩井線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字国生字明神下 1191番1地先から 結城郡石下町大字篠山字吹上 158番4地先まで	旧	メートル 最大 18.0 最小 5.0	メートル 2,189	
結城郡石下町大字国生字明神下 1191番1地先から 結城郡石下町大字篠山字吹上 158番4地先まで	新	最大 18.0 最小 5.0	2,189	バイパス一部 区間の新設
結城郡石下町大字国生字明神下 1191番1地先から 結城郡石下町大字向石下字袋内 829番14地先まで		最大 49.0 最小 13.0		

茨城県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市豊岡町丙316番1地先から 水海道市豊岡町丙542番地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 13.0 最小 11.5	306	
	新	最大 24.0 最小 12.0	306	現道拡幅

茨城県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手豊岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市坂手町字籠沼2943番1地先から 水海道市豊岡町丙3843番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.5 最小 10.0	1,327	
水海道市坂手町字籠沼2943番1地先から 水海道市豊岡町丙3843番2地先まで	新	最大 19.5 最小 10.0	1,327	
		水海道市豊岡町丙329番1地先から 水海道市豊岡町丁2237番1地先まで	最大 95.5 最小 31.5	1,213

茨城県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 水海道線 下子	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦295番2地先から	旧	メートル 最大 6.0 最小 4.0	メートル 225	
	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦2638番地先まで	新	最大 15.5 最小 11.0	225	現道拡幅
県道 下子水海道線	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦2638番地先から	旧	最大 7.0 最小 4.0	169	
	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦65番1地先まで	新	最大 7.0 最小 4.0 最大 11.0 最小 11.0	169 161	バイパス新設
県道 水海道線 下子	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦65番1地先から	旧	最大 9.5 最小 6.0	66	
	結城郡千代川村大字大園木 字新田浦67番1地先まで	新	最大 15.0 最小 11.0	66	現道拡幅

茨城県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎新利根線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字佐倉 字佐倉原3215番1地先から	旧	メートル 最大 50.0 最小 10.0	メートル 5,248	
		最大 22.4 最小 11.7	340	
		最大 62.0 最小 16.3	1,567	
	新	最大 50.0 最小 10.0	5,248	
		最大 65.8 最小 18.2	340	現道拡幅
		最大 62.0 最小 16.3	1,567	
稲敷郡江戸崎町大字羽賀 字中城1566番地先まで		最大 50.0 最小 18.8	1,029	バイパス 一部新設

茨城県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字浜田 字南将監谷原762番2地先から	旧	メートル	メートル	81
		最大 7.5		
		最小 7.5		
北相馬郡藤代町大字浜田 字南将監谷原760番地まで	新	最大 7.5	81	迂回路設置
		最小 7.5		
		最大 13.0	81	
		最小 6.0		

茨城県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 額田南郷田彦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字額田南郷 1554番7地先から	旧	メートル	メートル	500
		最大 16.5		
		最小 6.5		
那珂郡那珂町大字額田南郷 1676番3地先まで	新	最大 45.0	500	現道拡幅及び 交差点改良
		最小 9.0		

茨城県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 竜ヶ崎阿見線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
竜ヶ崎市大字羽原字中河代 1977番1地先から	旧	最大 10.5 最小 10.5	100	
	新	最大 10.5 最小 10.5	100	
竜ヶ崎市大字藤ヶ岡6番24地先まで		最大 10.0 最小 10.0	104	迂回路設置

茨城県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 種 類 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市大字羽原字中河代1977番1地先から竜ヶ崎市大字藤ヶ岡6番24地先まで
- 3 供用開始の期日 平成8年1月25日

茨城県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年1月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 種 類 県道 取手東線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字布川2456番1から北相馬郡利根町大字布川2262番2まで
- 3 供用開始の期日 平成8年1月25日

茨城県告示第84号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河 川 の 名 称
那珂川水系一級河川溜沼前川
- 2 河川管理施設の名称
左岸堤防

3 河川管理施設の位置

西茨城郡友部町大字小原5528番地先から同郡同町同大字5361番地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 友部町長 常井 貞利

住所 西茨城郡友部町中央3丁目2番1号

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む)、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成8年1月18日から道路の存続する日まで

茨城県告示85号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成8年1月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

竜ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和63年茨城県告示第705号竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・5・30号 佐貫1号線

3 事業施行期間

昭和63年5月12日から

平成9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第2号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成8年1月25日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ウイズ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ウイズ 鉾田店
茨城県鹿島郡鉾田町大字安房1409-3 外
- 3 現在の店舗面積 720㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 1,468㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成 8 年 5 月 26 日

~~~~~

### 茨城県大規模小売店舗審議会告示第 3 号

#### 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 スーパーカドヤ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーカドヤ 双葉台店  
茨城県水戸市双葉台 4 丁目647-1 外
- 3 現在の店舗面積 1,000㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 472㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成 8 年 6 月 1 日

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 4 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ホームセンターカスミ
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターカスミ 玉造店
茨城県行方郡玉造町大字浜字板橋2007外
 - 3 現在の店舗面積 1,620㎡
 - 4 増加しようとする店舗面積 900㎡
 - 5 店舗面積を増加する日 平成 8 年 6 月 6 日
- ~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 5 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイミヤ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 鹿島東店
茨城県鹿嶋市大字宮中字新町附2016-1外
- 3 現在の店舗面積 999㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 1,589㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成 8 年 6 月 9 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 6 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 茨城ウエルマート 株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ウエルマート 堀町店
茨城県水戸市堀町1020 外
- 3 閉店時刻 午後 9 時
- 4 年間休業日数 年間20日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 7 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 カスミ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ 谷和原店
茨城県筑波郡谷和原村大字小絹字香取680外
- 3 現在の閉店時刻 午後8時
- 4 現在の年間休業日数 24日
- 5 繰り下げ後の閉店時刻 午後9時
- 6 削減後の年間休業日数 12日
- 7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日 平成8年5月10日

- 1 届出者の氏名又は名称 今川薬品 株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ 谷和原店
茨城県筑波郡谷和原村大字小絹字香取680外
- 3 現在の閉店時刻 午後8時
- 4 現在の年間休業日数 24日
- 5 繰り下げ後の閉店時刻 午後9時
- 6 削減後の年間休業日数 12日
- 7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日 平成8年5月10日

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 学園化学クリーニング
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ 谷和原店
茨城県筑波郡谷和原村大字小絹字香取680外
- 3 現在の閉店時刻 午後8時
- 4 現在の年間休業日数 24日
- 5 繰り下げ後の閉店時刻 午後9時
- 6 削減後の年間休業日数 12日
- 7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日 平成8年5月10日

~~~~~

#### 茨城県大規模小売店舗審議会告示第8号

##### 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成8年1月25日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ウイズ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ウイズ 鉾田店  
茨城県鹿島郡鉾田町大字安房1409-3外
- 3 現在の閉店時刻 午後8時30分

- 4 繰り下げ後の閉店時刻 午後 9 時  
7 閉店時刻の繰下げを行う年月日 平成 8 年 5 月 10 日

## 公 告

### ◎地籍調査の成果認証

稲敷郡桜川村，日立市，久慈郡大子町，那珂郡東海村，西茨城郡岩瀬町，西茨城郡岩間町，水戸市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 稲敷郡桜川村，日立市，久慈郡大子町，那珂郡東海村，西茨城郡岩瀬町，西茨城郡岩間町，水戸市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 調査を行った期間   | 稲敷郡桜川村大字阿波，神宮寺の各一部<br>平成 4 年 7 月 22 日から平成 4 年 12 月 16 日まで<br>日立市下深荻町の一部<br>平成 6 年 8 月 9 日から平成 7 年 2 月 27 日まで<br>久慈郡大子町大字久野瀬の全部<br>平成 6 年 6 月 6 日から平成 6 年 9 月 16 日まで<br>那珂郡東海村大字船場，村松，須和間，舟石川の各一部<br>平成 6 年 7 月 8 日から平成 7 年 1 月 23 日まで<br>西茨城郡岩瀬町大字門毛，入野，中里，富谷の各一部<br>平成 5 年 10 月 9 日から平成 6 年 3 月 13 日まで<br>西茨城郡岩間町大字下郷の一部<br>平成 6 年 7 月 25 日から平成 7 年 2 月 27 日まで<br>水戸市酒門町の一部<br>平成 3 年 7 月 23 日から平成 3 年 11 月 29 日まで |
| 認 証 年 月 日  | 平成 8 年 1 月 12 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### ◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成 8 年 1 月 5 日付建設省告示第 16 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 8 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画道路事業  
3・1・166号 県庁南大通り線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茨城県水戸市笠原町及び笠原町字下組地内

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)